

定款改正のご案内

本年 6 月の通常総会の第 3 号議案「定款一部改正の件」を付議し、原案通り承認可決いただきました。総会での承認を受けて、翌営業日に北陸財務局に定款の変更認可申請書を提出し、令和元年 7 月 10 日付で認可を受けました。

つきましては、来年度から「選任制」の制度により役員選出を行うこととなりますのでご案内申しあげます。

1. 改正の理由

中小企業等協同組合法第 35 条の役員選出方法としては、「選挙制及び指名推選制」に加えて「選任制」の制度があります。

当組合では、定款上「選挙制及び指名推選制」の制度を採用していたため、現状、各郡市医師会から推薦された役員候補者について、総会にて再度指名推選を行い、総会出席者全員の同意を得て役員を選出しておりました。

当該方式による場合、仮に総会出席者全員の同意を得られなかったときは、総会出席者による選挙で役員選出が行われることとなりますが、その場合総会出席者（組合員）が極めて少ない現状を鑑みると、当該選出方法は組合員の理解を得難いものになっております。

つきましては、郡市医師会等から推薦された役員候補者について、直接総会の議案として付議し、組合員に議決権を行使してもらう「選任制」を採用すべく、定款の一部改正を行いました。

医師会員の理事選出方法につきましては、富山県医師会及び各郡市医師会から最低 1 名の理事を選出していただくことにより、各郡市医師会の情報や意見を幅広く反映できると考えております。

医師会員以外からの理事候補者として、従来どおり当組合から 1 名の常勤理事の候補者を推薦いたします。

医師会員の監事につきましては、東部地区と西部地区を代表して富山市と高岡市からそれぞれ 1 名の監事候補者を推薦いただきます。

また、透明性の高い公正な経営監視体制を確立するため、医師会員以外からの監事候補者として、従来どおり当組合から弁護士と公認会計士の 2 名を員外監事候補者として推薦いたします。

役員選出方法を「選任制」に移行した場合には、役員選考委員を選出して、役員選考委員会を開催する必要がありますが、当組合は富山県医師会と一体の組織であることから、医師会員の役員候補者を選出する役員選考委員会は、県及び各郡市医師会の理事に役員選考委員を兼ねていただきます。

医師会員以外の役員候補者を選出する役員選考委員会は、信用組合の理事が役員選考委員を兼ねることといたします。

また、役員選任に関する事項につきましては、別途「役員選任に関する規約」を制定いたします。

2. 定款の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(議決権)</u></p> <p>第12条 組合員は、<u>各々一個の議決権を有する。</u></p> <p>2 組合員は、第30条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって、<u>議決権を行使することができる。</u>この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。</p> <p>3. 代理人は、5人以上の組合員を代理することはできない。</p> <p>(役員定数及び選任)</p> <p>第23条 この組合の役員は、理事12名以上20名以内、監事3名以上5名以内とする。</p> <p><u>2. 役員を選任は、総会において、出席者の議決権の過半数の議決による。</u></p> <p>3. 理事の定数の少なくとも3分の2は組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。</p> <p><u>4. 役員を選任に関する事項は、本条に定めるもののほか役員選任に関する規約で定める。</u></p> <p><u>4. 削除</u></p> <p><u>5. 削除</u></p> <p><u>6. 削除</u></p> <p><u>7. 削除</u></p> <p>(総会の決議)</p> <p>第33条 総会の承認及び決議は<u>出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p><u>(議決権及び選挙権)</u></p> <p>第12条 組合員は、<u>各々一個の議決権及び役員選挙権を有する。</u></p> <p>2 組合員は、第30条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって、<u>議決権又は選挙権を行うことができる。</u>この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。</p> <p>3. 代理人は、5人以上の組合員を代理することはできない。</p> <p>(役員定数及び選任)</p> <p>第23条 この組合の役員は、理事12名以上20名以内、監事3名以上5名以内とする。</p> <p><u>2. 役員は、総会において選挙する。</u></p> <p>3. 理事の定数の少なくとも3分の2は組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。</p> <p><u>4. 新設</u></p> <p><u>4. 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。</u></p> <p><u>5. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。</u></p> <p><u>6. 第4項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。</u></p> <p><u>7. 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選考委員が行う。</u></p> <p>(総会の決議)</p> <p>第33条 総会の承認及び決議は<u>出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>

3. 役員選任に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、定款23条第4項に規定する役員を選任方法について定める。

(役員選任の議決)

第2条 定款第23条第2項に規定する役員選任の議決権行使は、本規約に則り、富山県医師会及び各郡市医師会員からの役員は、各地区の役員選考委員会において推薦された役員候補者、医師会員以外からの役員は、当組合の役員選考委員会より推薦された役員候補者について行う。

(医師会員からの役員選出)

第3条 医師会員から選出する役員数は、理事19名以内、監事3名以内とする。

- 2 医師会員からの役員候補者は、別表1に定める選出地区毎に開催する役員選考委員会にて選出する。
3. 役員選考委員会で選出する役員定数は、改選期毎に、別表2で定める基準により算出し、理事会で決議する。
4. 役員選考委員会は、医師会員を代表する富山県医師会及び各郡市医師会の理事をもって役員選考委員として構成される。
5. 第3項により算出した地区別定数は、富山県医師会及び各郡市医師会へ通知する。

(役員選考委員会の開催)

第4条 理事長は、役員選考委員会の開催を、各地区に要請する。

2. 役員選考委員会の開催の要請は、遅くとも総会開催予定日の3カ月前までに、地区別定数を記載して、各地区に通知する。

(役員選考委員会の会議運営)

第5条 役員選考委員会は、役員選考委員である富山県医師会及び各郡市医師会の理事の少なくとも過半数が出席し、出席者の2分の1以上の多数の議決により役員候補者を推薦する。

2. 理事長は、第1項により推薦する役員候補者について、当該候補者の氏名及び住所を記載した書面を、役員選考委員会から受理する。
3. 前項の書面においては、理事及び監事を区分して記載する。
4. 第3項の規定により役員選考委員会が役員候補者を推薦する際には、予め当該役員候補者の承諾を得る。

(医師会員外からの役員選出)

第6条 医師会員外から選出する役員数は、理事1名、監事2名とする。

2. 医師会員外からの役員候補者を推薦する選考委員会は、当組合の理事をもって役員選考委員として構成される。
3. 理事長は、第2項により推薦する役員候補者について、当該候補者の氏名及び住所を記載した書面を、役員選考委員会から受理する。
4. 前項の書面においては、理事及び監事を区分して記載する。
5. 第4項の規定により役員選考委員会が役員候補者を推薦する際には、予め当該役員候補者の承諾を得る。

(役員候補者の理事会での議決)

第7条 理事長は、第5条及び第6条の推薦結果を取りまとめ、理事候補者については理事会へ、監事候補者については監事会へ推薦する。

2. 理事会は、推薦された役員候補者の名簿を作成し、総会提出議案として議決する。

3. 監事については、前項の議案を提出する前に、監事会において監事の選任に関する同意を得る。

別表1

【役員選出の地区割】

選出地区	
医師会員 (医師会別)	富山県
	下新川郡
	魚津市
	滑川市
	中新川郡
	富山市
	射水市
	高岡市
	氷見市
	砺波
	南砺市
	小矢部市
	医師会員外

別表2

【地区別定数の選出方法】

1. 理事の選出方法

(1) 地区代表理事として、各地区に理事1名を優先的に配分する。

(2) 組合員100名以上の地区には概ね100名につき1名の理事を選出する。

但し、同地区から選出される理事の上限は4名とする。

2. 監事の選出方法

(1) 別表1で区分した東部地区・西部地区から監事1名を配分する。

(2) 組合員数を考慮し、東部地区は富山市、西部地区は高岡市から監事を選出する。

3. 算出基準日

地区別定数の算出基準日は、改選期の前年9月末とする。

以上